

Title	〔最高裁判事例研究 四三三〕 定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの利益 (最高裁平成二二年一〇月八日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	中島, 弘雅(Nakajima, Hiromasa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.6 (2013. 6) ,p.151- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130628-0151">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130628-0151</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔最高裁民訴事例研究 四三三〕

平二二年3 (民集六四卷七号一七一九頁)

定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める  
訴えの利益

最高裁判平成二二年一〇月八日第二小法廷判決(平成二二年(受)第五六五号、遺産確認請求事件)

### 〔事実〕

一 本件訴訟の当事者である $X_1$ ・ $X_2$ ・ $X_3$ (原告・被控訴人・被上告人)と $Y_1$ ・ $Y_2$ (被告・控訴人・上告人)は、いずれも被相続人A(平成一五年三月三一日死亡)の子(兄弟姉妹)であり、ほかにAの法定相続人はいない。

平成一六年、 $X_1$ ・ $X_2$ ・ $X_3$ と $Y_2$ は、本件訴訟に先立ち、 $Y_1$ を相手取って、預入れの日から一〇年を経過していない二口のA名義の定額郵便貯金(本件定額郵便貯金)その他の財産(具体的には定額郵便貯金のほか、別のA名義の預貯金一〇

口・不動産二件・現金である)がAの遺産に属するとした上で、遺産分割調停を申し立てた。

本件訴訟の係争物である上記二口の本件定額郵便貯金は、Aがその妹であるB(平成一一年二月一四日死亡)からの相続によって取得した預貯金(一億円強あった模様である)を原資としてA名義で預け入れられたものであったが、前記遺産分割協議において、 $Y_1$ が、平成八年一月頃に、Bの財産について死因贈与を受けたが、Bの死後、Bの相続人である前記A(Bの姉)、C(Bの兄)、D(Bの弟)との間で、Bの遺産を四分の一ずつ分け合う旨の合意をしたので、Bの遺産を原資とする本件定額郵便貯金の四分の一は $Y_1$ の固有財産であると主張した。そのため、 $Y_1$ の主張の当否に関する訴訟を経ずに話し合いを続けるのは困難となり、前記調停は取下げにより終了した。

そこで、 $X_1$ らが、 $Y_1$ ・ $Y_2$ を被告として、本件定額郵便貯金債権その他の財産がAの遺産に属することの確認を求めて提訴したのが本件である(なお、 $Y_2$ は、前記二件の不動産のうち一件が自己の固有資産であると主張したため、被告とされ

たものである)。Y1らは、本件定額郵便貯金債権は、相続開始と同時に法律上当然に分割されて、各共同相続人に帰属することになるので（ここで最判昭和二九年四月八日民集八巻四号八一九頁を引用）、「当該財産が現に共同相続人に帰属していることの確認を求める訴え」であるとされており、遺産確認の訴え（ここで最判昭和六一年三月一三日民集四〇巻二号三八九頁を引用）の対象とはなり得ないなどと反論した。

二 第一審（鹿児島地判平成二〇年三月二十五日金判一三六〇号四八頁）は、定額郵便貯金債権を可分債権と捉え、本件定額郵便貯金債権は相続開始と同時に当然に各共同相続人に分割帰属するから、同債権がAの遺産に属することの確認は、Aの死亡時すなわち過去の法律関係の確認を求めるものであるとした上で、確認の利益の有無につき、預貯金は、当然に遺産分割の対象となるものではないものの、当事者の合意があれば分割の対象になるとするのが、実務の大勢であるところ（その背景として、金融機関が一般に各共同相続人からの個別の払戻請求には容易に応じないという、公知の事情がある）、上記の遺産分割調停の経緯からすると、本件定額郵便貯金債権の遺産性が確認されれば、今後の調停ないし審判による紛争の解決の可能性が格段に高まるとして、確認の利益を肯定した。そこで、Y1らが控訴した。

控訴審（福岡高宮崎支判平成二〇年一月二四日金判一三六〇号四二頁）も、確認の利益を肯定したが、概要、次のよ

うに述べた。すなわち、旧郵便貯金法七条一項三号（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号による廃止前のもの。なお、同法四条ないし六条により、現在もなおその効力を有する）は、被相続人の遺産である定額郵便貯金について、一定の措置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものと定めており、定額郵便貯金については、その預入時において分割払戻しができないという契約上の制限が法律の定めにより付されているが、この契約上の制限は、その後の相続によっても何ら影響を受けることなく、当該相続人に承継されるので、定額郵便貯金の貯金者が死亡し、その共同相続人が定額郵便貯金債権をその法定相続分に承継して承継取得しても、そのうちの一人がする法定相続分に応じた払戻請求は許されず、その意味で、定額郵便貯金については、預入れの日から起算して一〇年（政令で定められた据置期間）が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手續である遺産分割の対象となるから、可分債権の例外として、なお遺産確認の訴えの利益があると。そこで、Y1らが控訴審判決を不服とし、上告受理の申立てをした。

上告受理申立理由は、詰まるところ、定額郵便貯金債権も、可分債権である以上、相続開始と同時に当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するのが最高裁の判例（前掲最判昭和二九年四月八日）であるから、共同相続人全員の合意があるなどの特段の事情のない

限り、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、確認の利益はないはずであるにもかかわらず、これを認めた原判決には、最高裁判例に反する違法があるというものである。

これに対し、本判決は、原判決中、本件定額郵便貯金に係る貯金債権がAの遺産に属することの確認を求める部分については確認の利益を認め上告を棄却するとともに、その余の財産がAの遺産に属することの確認を求める部分については、上告受理申立理由書の提出がないことを理由に、上告を却下した。

### 〔判旨〕一部上告棄却、一部上告却下。

#### 一 法廷意見

「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（七条一項三号）、預入金額も一定の金額に限定している（同条二項、郵便貯金規則八三条の一）。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに

応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように（「当然に分割されると」解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである。」

#### 二 古田佑紀裁判官の補足意見

「定額郵便貯金は、分割払戻しをしないことが法律上条件とされている貯金であり、分割払戻しをしないことは、定額郵便貯金契約の内容、あるいはその前提をなすものであるか

ら、定額郵便貯金債権は、貯金契約において、分割行使をすることができず、各預入金額ごとに全体として一個のものとして扱われることとされている債権であるというべきである。相続は、その対象となる権利につき、その性質、内容をそのまま承継するものであるのが原則であり、上記貯金債権について、相続が生じたことよって、全体が一個のものとして扱われるという性質が失われると解すべき理由はない。

### 三 千葉勝美裁判官の補足意見

「……定額郵便貯金債権は、法令上、預入の日から起算して一〇年が経過するまでは分割払戻しができないという条件が付された結果、分割債権としての基本的な属性を欠くに至ったというべきであるから、同債権を」分割債権として扱うことはできず、民法四二七条を適用する余地はない。そうすると、預金者が死亡した場合、共同相続人は定額郵便貯金債権を準共有する（それぞれ相続分に応じた持分を有する）ということになり、同債権は、共同相続人の全員の合意がなくとも、未だ分割されていないものとして遺産分割の対象となる」。

## 〔評〕

判旨結論に賛成である。ただし、理論構成に疑問がある。

### 一 問題の所在と本判決の意義

被相続人が死亡したとき、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利・義務について、一身専属的なものを除き、すべてを承継するのが原則である（民八九六条）。しかし、複数の相続人がいる場合には、相続財産はその「共有」に属し（民八九八条）、各相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利・義務を承継する（民八九九条）。この共同相続人による「共有」状態は、共同相続人間で遺産分割協議がなされれば解消されるが、「一」最（一小）判昭和六一年三月一三日民集四〇巻二号三八九頁によると、遺産分割の前提問題として、特定の財産が被相続人の遺産に属するか否かをめぐって共同相続人間に争いが生じた場合には、いわゆる遺産確認の訴え、すなわち「当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求め訴え」を適法に提起することができ、原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割対象財産であることを既判力で確定すると解されている。

しかるに、共同相続した財産中の郵便貯金債権や銀行預金債権が、被相続人の遺産に属するかどうかにつき共同相続人間に争いがある場合に、それらの預貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認を求め訴えの利益（遺産確

認の利益)があるか否かについては、それらが可分債権か否か、遺産分割の対象となるかといった点も絡み、従来から議論がある<sup>(2)</sup>。

本判決は、法令上、分割払戻しが禁止されている定額郵便貯金債権について、①それが相続により可分債権になるとすると、郵便貯金法が定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ろうとした趣旨に反すること、および、②分割払戻し禁止の条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるをえず、単独で払戻しを求める余地がないことを根拠として、その帰属は、遺産分割手続を経て決せられるものであるから、その帰属につき共同相続人間に争いがある限り、本件定額郵便貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えの利益があることを明らかにした裁判例である。本判決は、実体的には、定額郵便貯金債権が遺産分割の対象となることを最高裁が初めて明らかにした点に、訴訟法的には、定額預金債権の帰属に争いがある限り、遺産確認の訴えの利益があることを最高裁が初めて明らかにした点に、それぞれ先例としての意義が認められる<sup>(3)</sup>。もつとも、遺産確認の利益を認めるに際しての理論構成には疑問がないではない。以下、本判決を検討する上で前提となる事項を逐次確認した上で、

本判決の検討を行うことにしたい。<sup>(4)</sup>

## 二 可分債権の共同相続と個別的権利行使の可否

ところで、共同相続人が、郵便貯金債権や銀行預金債権などの可分債権を相続した場合に、各共同相続人が、それらの債権をその相続分にしたがって個別に行使できるかどうかについては、学説上争いがある。この点をどう解するかは、民法八九八条所定の遺産分割前の相続財産の「共有」の性質をどのように解するかという点とも関連している。すなわち、民法八九八条にいう「共有」を、民法の通常の意味における「共有」と理解するか(共有説<sup>(5)</sup>通説<sup>(6)</sup>)、それとも「共有」という特殊な包括的財産関係を観念するか(合有説<sup>(7)</sup>)によって、可分債権が共同相続された場合についても、大きく見解が分かれている。

すなわち、合有説を前提とする見解は、基本的に①合有債権説を採る。この見解は、遺産全体について持分は認められるが、個々の可分債権については持分権を観念することができないため、「可分債権でも、恰も不可分債権のように、共同相続人に帰属するのであって、相続開始と同時に、当然分割されるものではない」と主張する<sup>(8)</sup>。可分債権でも当然には分割されず、共同相続人の共同体に帰属し、

民法四二七条は適用にならないとも述べ<sup>(9)</sup>。したがって、この見解（合有Ⅱ合有債権説）によれば、可分債権も、共同相続人全員で権利行使をしなければならぬことになる<sup>(10)</sup>。

他方、共有説を前提とする見解は、大別して、②分割債権説、③不可分債権説、④準共有説に分かれる。②分割債権説は、可分債権が共同相続人に帰属する場合に、特別の規律を認めず、可分債権についても民法四二七条の適用を認め、可分債権は、相続開始により法律上当然に分割され、各共同相続人が法定相続分に応じて権利を取得し、各共同相続人は遺産分割前でも相続分に応じて権利行使ができるとする。これが現在の通説<sup>(11)</sup>である。これに対し、③不可分債権説は、本来可分の債権を不可分債権と構成しようとするものである。その根拠は、②分割債権説だと、債務者が共同相続人の一人にその相続分を超えて弁済をしたことをもって、他の共同相続人に対抗し得ないことになり、債務者をきわめて不利益な立場に置くことになるからという点にある<sup>(12)</sup>。④準共有説は、民法二六四条但書を介して相続法が適用され、したがって、当然分割帰属ではなく、遺産分割前は準共有であるとする見解<sup>(13)</sup>である。

判例は、大審院の時代から、長く共有説を採用した上で、可分債権の共同相続の場合には、各共同訴訟人の相続分に

応じた分割債権関係になると解してきた<sup>(14)</sup>。「2」最（一小）

判昭和二九年四月八日民集八卷四号八一九頁も、銀行預金（債権）が共同相続された場合につき、別段の意思表示がなければ分割債権となるのが原則であるから（民四二七条）、相続人が数人あるときは、相続財産中の金銭その他の可分債権は、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継すると判示している。また、「3」最（三小）判昭和三〇年五月三十一日民集九卷六号七九三頁<sup>(16)</sup>は、同様の理解に立った上で、共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的に民法二四九条以下に規定する共有と性質を異にするものではないと判示している。そして、比較的最近の「4」最（三小）判平成一六年四月二〇日家裁月報五六卷一〇号四八頁<sup>(17)</sup>も、共同相続人の一人が、相続財産中の郵便貯金の全額払戻しを受けた他の共同相続人に対して、相続分相当額の不当利得の返還を求めた事実において、「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではない」と判示し、いわゆる共有説を前提とした分割債権説（相続財産は原則として共有であるが、債権は分割されるとする見解）に立つことを明らかにして

いる。

しかし、銀行実務では、共同相続人の一人がその相続分に応じて個別の払戻請求をしてもこれに依じてくれず、遺産分割協議書または共同相続人全員の払戻同意書および印鑑証明書の提出がなければ、払戻しに応じないといわれている<sup>(18)</sup>。その意味で、銀行実務では、前掲①合有Ⅱ合有債権説的な処理をしており、かかる銀行実務の硬直性が、多数の裁判例を集積させ、合有Ⅱ合有債権説の排斥を明言し、法定相続分に応じた個別払戻しに依すべきであるとの判例法理の確立をもたらしたともいわれている<sup>(19)</sup>。

### 三 可分債権の遺産分割対象性に関する裁判実務

判例・通説によると、以上のように、預貯金債権を含む可分の金銭債権については、相続人が複数いる場合には、相続の開始によって法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得すると解されているが、問題は、その場合にもなお、それらの債権が遺産分割協議や遺産分割審判の対象となるか、という点である。

実は、裁判実務では、可分債権について、法律上当然に分割されるとする一方で、遺産分割の際に、それらの債権を分配し直すことは可能であるとされてきた<sup>(20)</sup>。もつとも、

その場合の理論構成については、様々な見解がある<sup>(21)</sup>。すなわち、①金銭債権のような可分債権も常に遺産分割審判の対象となる見解<sup>(22)</sup>、②家事審判官の裁量判断により、必要性が認められるときは、適宜に遺産分割審判の対象とし、共同相続人の取得分を変更できるとする見解<sup>(23)</sup>、③相続人全員の明示または黙示の合意があれば、遺産分割審判の対象に加えることができる見解などである。このうち、③説が、今日の裁判実務において大勢を占める考え方であるといわれているが、前掲「2」「3」「4」判決を前提にすれば、少なくとも理論上は、可分債権については遺産分割の対象とはならないとする解釈もあり得るところである<sup>(26)</sup>。

### 四 定額郵便貯金債権の共同相続と個別的権利行使の可否

では、これに対して、本件のような定額郵便貯金債権を複数の相続人が共同相続した場合については、どうか。郵便貯金法<sup>(27)</sup>によると、郵便貯金には、定額郵便貯金以外にも、通常郵便貯金、積立郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金など、様々な種類の貯金があるが(郵便貯金七条一項参照)、定額郵便貯金とは、「一定の



据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの」と定義されている(同七条一項三号)。また、その払戻要件として、同法は、①「据置期間が経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない」旨(同五二条一項)、②中途解約における貯金払戻しは、「預金者の生計困難等のため(割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)特にその必要があると認めるときは、据置期間内でも貯金を払い渡すことができる」旨(同但書)を定めている。さらに、③解約によつて預金者に生ずる不利益として、「貯金額からその千分の五に相当する金額に払渡しの月の翌月から据置期間の満了の月までの月数を乗じた金額を控除する」旨が規定されている(同五二条二項)。

その意味で、定額郵便貯金債権には法律の規定に基づく(他の債権にはない)特別な権利行使上の制約があるが、定額郵便貯金債権の相続人が複数いる場合に、その債権が各共同相続人に相続分に応じて当然に分割帰属し、各共同相続人が個別に払戻請求(権利行使)ができるか、という点については、下級審裁判例の見解は分かれている。肯定説に立つ公表裁判例としては二つある。「5」東京地判平

成八年一月八日判タ九五二号二二八頁<sup>(28)</sup>では、郵便貯金法七条一項三号は問題とされず、専ら、郵便貯金者の死亡後に貯金の払戻しを請求する際に相続人が二人以上いる場合には、他の相続人の同意書等を提出の上名義書換えの手続を要する旨を定めた郵便貯金規則三三条が問題とされたが、「5」判決は、同条は、大量事務処理の便宜のための規定であるから、預金の帰属者およびその帰属する範囲が確認されるときは同条の適用はなく、被告たる国(郵便局)は同条を根拠に相続人の一人からの法定相続分に応じた払戻請求を拒むことができないと判示した。また、「6」東京地判平成一〇年二月一三日判タ九八一号二三三頁<sup>(29)</sup>は、郵便貯金法七条一項三号が定額郵便貯金を分割払戻しすることを制限している趣旨は、通常郵便貯金より有利な取扱いをする代わりに、元本を一定の額に限定することにより貯金の管理を容易にしたものであることに加え、現行法規上、最低預入額が一〇〇〇円とされ、貯金管理における容易性が相当程度犠牲にされていることからすると、分割払戻しの制限は、定額郵便貯金について相続が生じた場合、払戻請求権は各相続人に当然に分割されるという原則に何らの影響を与えるものではないと判示した。

しかし、「5」「6」判決を除く下級審裁判例の多くは、

否定説に立つ<sup>(30)</sup>。否定説に立つ裁判例が、その理由とするところは、要するに、分割払戻禁止という定額郵便貯金に付されている契約上の権利行使の制限は、郵便貯金法の規定に基づくものであり、相続によっても影響を受けないという点にある。とりわけ前掲「6」判決の控訴審たる「7」東京高判平成一一年三月二五日訟月四五卷一〇号一八九六頁は、「6」判決を取り消すにあたり、「相続人が被相続人から承継取得した債権にはもともと全額でなければ払戻しできないという契約上の制限が付されていたものであり、債権者が相続によって変動したからといってその契約上の制限に変化を来すいわれはなく、共同相続によって債権が当然分割され、債権者が複数となったため、相続人全員からでなければ一切の払戻しが認められないという結果は、右契約上の制限として当然の事理というべきであり、他の相続人の意思によってその行使上の制約を受けることは、まさにそのような特約のある債権を承継した結果に他ならないのであって、何の不合理も存しない。逆に、……相続によって可分債権になったことよって、相続前には分割払戻しをすることが契約上許されていなかった定額郵便貯金が、相続という当事者の一方の事情によつて、分割払戻しが可能となるということこそ、不均衡であり、一方的に

契約上の制限の変更を許容することになるものであって、特にこのような場合を想定した規定ないし約定が存在しない限り、契約の解釈としては採り得ないものであるところ、そのような規定は見あたらない」と判示し、一部の共同相続人による払戻請求（個別的権利行使）を認めなかった。この「7」判決に対しては上告受理の申立てがなされたが、最高裁はこれを受理しなかった<sup>(31)</sup>。そのため、否定説が、判例の確定した見解であると解されている<sup>(32)</sup>。

##### 五 定額郵便貯金債権の遺産分割対象性に関する先例

そして、以上の定額郵便貯金債権の相続人による個別権利行使に関する「7」判決を受けて、定額郵便貯金債権が遺産分割の対象となることを認めた裁判例として、「8」福岡高決平成一七年二月二八日家裁月報五八卷七号五九頁・判タ一二二二七二頁<sup>(33)</sup>がある。これに対し否定例は見あたらない。

「8」決定は、「法令により定額郵便貯金に付されている分割払戻禁止という」契約上の制限は、その後の相続によつても何ら影響を受けることなく、当然相続人に承継される（ので）、定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合に、その共同相続人が可分債権である定額郵便貯金債権をその

法定相続分に依じて承継取得しても、そのうちの一人がする法定相続分に依じた払戻請求は、上記許されていない分割払戻しを認めたのと同じことになるから、同じ可分債権である銀行預金債権とは異なり、許されないと解するのが相当である。その結果、遺産である定額郵便貯金については、他の可分債権と異なり、実質的に遺産の準共有と同様な事態が継続することになる。その意味で、定額郵便貯金は……預入の日から起算して一〇年が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手續である遺産分割の対象となるとしている。

「8」決定は、要するに、分割払戻禁止という契約上の制限が付された定額郵便貯金債権は、本来、可分債権であるが、他の可分債権とは異なり、実質的に遺産の準共有と同様の事態が継続することになるので、定額郵便貯金債権は、預入れから一〇年が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手續である遺産分割の対象となるとして、民法八九八条の債権の「共有」の性質につき準共有説的立場を前提にした上で、定額郵便貯金の遺産分割対象性を認めたものということができる。本件原判決も基本的にこの立場に立つ。

#### 六 遺産確認の訴えの利益に関する本判決の論理

本判決は、以上の裁判例を前提にして、いかなる論理で、本件定額貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えの利益を肯定したのか。本判決は、まず最初に、①郵便貯金法七条一項三号が、定額郵便貯金につき、一定の据置期間（一〇年間）内は分割払戻しをしないと条件で一定金額（一〇〇〇円以上）を預け入れるものと定めた趣旨を、大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあるとした上で、(a)定額郵便貯金債権が相続により可分債権になるとすると、郵便貯金法が定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ろうとした趣旨に反すること、および、(b)分割払戻禁止の条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるをえず、単独で払戻しを求める余地がないことを根拠として、定額郵便貯金債権は相続によって分割されないことを明らかにしている。次に、②本判決は、定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合、当該貯金は、当然に分割されることはなく、共同相続人は定額郵便貯金債権を準共有すること、したがって、共同相続人全員の合意がなくても、未だ分割されていないものとして遺産分割の対象となるこ

とを明らかにしている。その上で、③本判決は、定額郵便貯金の帰属は、遺産分割手続を経て決せられるものであるから、その帰属につき共同相続人間に争いがある限り、遺産確認の訴えの利益があるとしている。

このうち①は、定額郵便貯金以外の預貯金債権が共同相続された場合に、それを可分債権と位置づけ、基本的に各相続人からの相続分に応じた払戻請求（個別的権利行使）を認めてきた従来の判例理論（前掲「2」「3」「4」判決）との整合性を意識して、定額郵便貯金債権には、他の預貯金債権とは異なる法令上特別な権利行使上の制約があることを理由に、相続により分割されない旨を述べたものである。古田佑紀裁判官も、定額郵便貯金債権は全体として一個の債権として扱われるという性質を有しており、相続によってもその性質は変わらないことを補足意見として述べている。また、千葉勝美裁判官も、定額郵便貯金債権は、法令上、預入れの日から起算して一〇年が経過するまでは分割払戻しができないという条件が付された結果、分割債権としての基本的な属性が失われたことを補足意見として述べている。他方、②は、定額郵便貯金債権は、他の可分債権とは異なり、実質的に遺産の準共有と同様の事態が継続することになるので、預入れから一〇年が経過する

までの間は、遺産の共有状態解消の手続である遺産分割の対象となるとした前掲「8」決定と同様の立場に立つものである。本判決は、この①と②を踏まえた上で、結論として、③共同相続人間に、定額郵便貯金の帰属について争いがある限り、共同相続人は、当該定額郵便貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴え（遺産確認の訴え）には確認の利益があったとした。

## 七 本判決の検討

確かに、仮に本件で遺産確認の訴えの利益がないと判示された場合には、遺産分割協議は暗礁に乗り上げ、遺産分割手続は閉塞状況に至ることになりかねない。また、仮に遺産分割の審判がなされても、本件定額郵便貯金債権が被相続人の遺産に属することが既判力をもって確定されるわけではないから、後日、その判断に不満を持つ共同相続人によって不当利得返還請求訴訟等が提起されるおそれがあり、本件相続に関する紛争が蒸し返される可能性がないではない。これに対して、本件で遺産確認の訴えの利益が肯定され、本件定額郵便貯金債権の遺産への帰属が既判力をもって確定されれば、それを前提に遺産分割協議や遺産分割審判が行われることになるから、本件相続をめぐる現在

の紛争の一挙的解決が可能となる。<sup>(34)</sup> その意味で、本判決が本件定額郵便貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認の利益を認めた結論それ自体には、異論はない。

ただ、本判決は、以上の結論を、本件定額郵便貯金債権が可分債権であるか、不可分債権であるかによって、遺産分割の対象となるか否かを区別するという理論的立場に立った上で、本件定額郵便貯金債権は不可分債権であり、遺産分割の対象になるから、本件定額郵便貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えの利益があるという論理を用いて導いている。その前提には、本件遺産確認の訴えは、実質的に、本件定額郵便貯金債権が現に共同相続人に帰属しているという、現在の法律関係の確認の訴えであるという理解が存在している。

しかし、本件定額郵便貯金債権が被相続人の遺産に属することの確認の利益の存否の判断にあたり、本判決のように、当該定額郵便貯金債権が可分債権に該当するか否か、当該債権が遺産分割の対象になるか否かという問題をその必然的・論理的前提にしなければならないかどうかは、疑問である。周知のように、確認の訴えの利益の有無は、① 確認対象選択の適否、② 確認の訴えによることの適否、③ 即時確定の利益の有無という三つの基準（視点）から判断

すべきであるとされるのが一般的である。<sup>(35)</sup> しかし、①および②の基準は、必ずしも絶対的なものではなく、たとえば①の基準についていえば、確認の対象が当事者間の現在の権利または法律関係でなくとも、③の即時確定の利益があるのであれば、確認の利益を認めるというのが、現在の判例・通説の考え方ではないかと思われる。<sup>(36)</sup> もちろん、最高裁判例の中には、たとえば、「9」最（三小）判昭和四七年二月一五日民集二六卷一号三〇頁の<sup>(37)</sup>ように、遺言無効確認の訴えを適法とするにあたり、仮にその請求の趣旨が「遺言の無効」という過去の法律行為の確認の形式を採っていたとしても、「遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるものと解される場合で、原告がかかる確認を求めるにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容される」として、いまだ現在の法律関係に固執し、遺言無効確認を、有効な遺言から生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認に置き換えているものもある。また、遺産確認の訴えに関する前掲「1」判決も、特定財産が被相続人の遺産に属するか否かをめぐって共同相続人間に争いが生じた場合には、「当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴え」と

しての遺産確認の訴えを適法に提起できると述べており、やはり現在の法律関係の確認にこだわっている<sup>(38)</sup>。しかし、他方、比較的最近の「10」最(二小)判平成一六年一二月二四日判時一八九〇号四六頁・判タ一一七六号一三九頁<sup>(39)</sup>のように、医療法人の社員総会決議不存在確認の訴えにつき、「確認の利益は、判決をもつて法律関係等の存否を確定することが、その法律関係等に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位ないし利益が害される危険を除去するためが必要、適切である場合に認められる。法人の意思決定機関である会議体の決議は、法人における諸般の法律関係の基礎となるものであるから、その決議の存否に関して疑義があり、これが前提となつて、決議から派生した法律上の紛争が現に存在するときに、決議の存否を判決をもつて確定することが、紛争の解決のために必要、適切な手段である場合があり得る」と述べるにとどまり、確認の対象を現在の特定の法律関係に置き換えずに、訴えを適法としている裁判例もあるのである。

このような最近の判例・通説の理解を前提にすると、本件についても、本件定額郵便貯金債権が、不可分債権であるかどうか、遺産分割の対象となるかどうかに関係なく、共同相続人間に、当該債権が被相続人の遺産に属するかど

うかをめぐつて現に争いがあり、その点を確認することが、遺産分割をはじめとする共同相続人間の現在の法的紛争の効果的な解決や、さらには今後派生的に生じる可能性のある将来の様々な紛争の予防に役立つのであれば、本件定額郵便貯金債権について、当該債権が被相続人の遺産に属することの確認の訴えの利益を肯定すべきではないかと思われる<sup>(40)</sup>。その意味で、本判決の結論には異論はないものの、結論に至る理論構成には疑問が残る。

#### 八 本判決の射程

最後に、本判決の射程について一言触れておく。本判決は、前述のように、定額郵便貯金債権につき、郵便貯金法七条一項三号の規定を根拠に、本件定額郵便貯金債権は不可分債権であり、遺産分割の対象になるから、被相続人の遺産に属することの確認の利益があるという論理構成を採用している。したがって、同じく郵便貯金法を根拠とする郵便貯金債権であっても、相続開始により各共同相続人間に法定相続分に応じて当然分割されると解されている普通郵便貯金債権はもろんのこと、定期郵便貯金債権には本判決の射程は及ばないと解される。他方で、銀行預金債権については、銀行取引約款等で、定額郵便貯金に関する郵

便貯金法七条一項三号等の規定と同様の定めがなされていれば、そうした定額郵便貯金類似の銀行預金債権には本判決の射程が及ぶように思われる。しかし、銀行預金については、実際にはそのような規定は置かれていない<sup>(4)</sup>。ちなみに、現在の株式会社ゆうちょ銀行における「定額郵便貯金」には、従来の法令は及ばない。したがって、今後、ゆうちょ銀行と被相続人との間に生じる定額郵便貯金債権は、本判決と異なり、銀行預金債権などの可分債権と同様に、共同相続人に分割帰属することになる。<sup>(4)</sup>

(1) 「1」判決の解説ないし評釈として、水野武「最高裁判例解説民事篇(昭和六一年度)」「法曹会、一九八九年」一四二頁、井上治典・昭和六一年度重要判例解説(ジュリスト八八七号)(一九八七年)一二五頁、佐上善和・判例時報一二二四号(一九八七年)一九七頁(判例評論三三九号五一頁)、松下淳一・法学協会雑誌一〇八巻一号(一九九一年)一五九頁、中西正・民事訴訟法判例百選Ⅰ「新法対応補正版」(一九九八年)一三〇頁、同・民事訴訟法判例百選(第三版)(二〇〇三年)六四頁、山本克己・家族法判例百選(第七版)(二〇〇八年)一二〇頁、加藤哲夫・民事訴訟法判例百選(第四版)(二〇一〇年)五四頁などがある。

(2) 詳しくは、谷口知平「久貴忠彦編『新版注釈民法(27)』(有斐閣、一九八九年)七頁「本間輝雄」参照。

(3) 川嶋四郎・後掲注(4)一二八頁。

(4) 本判決の解説ないし評釈として、宗宮英俊・NBL 九五号(二〇一一年)六七頁、石丸将利・ジュリスト一四二八号(二〇一一年)一〇六頁、金亮完・速報判例解説(法学セミナー増刊)九号(二〇一一年)九七頁、川嶋四郎・法学セミナー六八九号(二〇一一年)一二八頁、高部眞規子・金融・商事判例一三六九号(二〇一一年)八頁、青竹美佳・月報司法書士四七五号(二〇一一年)六二頁、吉岡伸一・金融法務事情一九二九号(二〇一一年)七頁、村重慶一・戸籍時報六七四号(二〇一一年)九三頁、松川正毅・判例時報二二二七号(二〇一一年)一六二頁(判例評論六三四号一六頁)、堤龍弥・私法判例リマックス四三三号(二〇一一年)一八頁がある。また、本判決の実体法上の論点に関する詳細な研究として、森永淑子「定額郵便貯金債権の共同相続と相続預貯金に関する法理——最判平成二二年一〇月八日民集六四巻七号一七一—九頁」成城法学八二号(二〇一二年)二〇三頁以下がある。

(5) 共有説と合有説の内容については、谷口「久貴編・前掲注(2)」一三七頁以下「宮井忠夫」「佐藤義彦」に詳しい。

(6) たとえば、柚木馨「共同相続財産の法的性質」中川善之助教授還暦記念『家族法大系Ⅵ』(有斐閣、一九六〇年)

- 一六七頁、青山道夫『改訂家族法Ⅱ』（法律文化社、一九七一年）二九九頁、林良平「遺産共有と遺産分割」同『近代法における物権と債権の交錯』（有信堂、一九八九年）三四一頁、中川淳『相続法逐条解説（上巻）』（日本加除出版、一九八五年）一八三頁、伊藤昌司『相続法』（有斐閣、二〇〇二年）二四三頁、内田貴『民法Ⅳ補訂版（親族・相続）』（東京大学出版会、二〇〇四年）三九四頁など。
- (7) たとえば、石田文次郎「遺産の共同相続」『家族制度全集法律篇Ⅴ』（河出書房、一九三八年）一二七頁以下、近藤英吉「共同相続と営業の共同相続」『法学論叢三五巻二号（一九三七年）』五五九頁、来栖三郎「共同相続財産に就いて」『来栖三郎著作集Ⅲ（家族法）』（信山社、二〇〇三年）（初出、一九三八年）一三二頁など、戦前から主張されている見解であるが、現在でも、なおこの見解を採るものもある。たとえば、泉久雄『相続法論集』（信山社、一九九一年）一一三頁以下、中川善之助・泉久雄『相続法（第四版）』（有斐閣、二〇〇〇年）一二二頁など。
- (8) 中川・前掲注(7)二三二頁。
- (9) 来栖・前掲注(7)二五四頁。
- (10) もっとも、合有説は合有債権説に立ちつつも、共同相続人の一人は、単独で全額履行請求ができるとする見解もある。近藤・前掲注(7)五六七頁。
- (11) 中川善之助編『註釈相続法（上）』（有斐閣、一九五四
- 年）一五三頁「山中康雄」、柚木・前掲注(6)一六九頁、加藤令造編『家事審判法講座(3)』（判例タイムズ社、一九六五年）八五頁「岡垣学」、甲斐道太郎「共同相続財産」谷口知平・加藤一郎編『民法演習(5)』（有斐閣、一九八一年）一七四頁、伊藤進「預金債権・抵当権付債務と遺産分割」加藤一郎ほか編『家族法の理論と実務』（別冊判例タイムズ八号）（一九八〇年）三三二頁、井上哲男「遺産分割の対象財産性・相続債務」岡垣学・野田愛子編『講座実務家事審判法(3)』（日本評論社、一九八九年）二二〇頁、司法研修所編（田中壯太ほか）『遺産分割事件の処理をめぐる諸問題』（法曹会、一九九四年）二五五頁、松原正明『全訂判例先例相続法Ⅱ』（日本加除出版、二〇〇六年）四〇五頁、榮春彦「判例解説」判例タイムズ二四五号（二〇〇七年）一三〇頁など。
- (12) 青山・前掲注(6)三〇〇—三〇一頁。
- (13) 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続」『法学雑誌 (atoument) 六号（二〇〇二年）』四五頁。なお、勝本正晃「債権総論（中巻）」〔1〕（巖松堂、一九三四年）六九頁、品川孝次「遺産「共有」の法律関係」小山昇ほか編『遺産分割の研究』（判例タイムズ社、一九七三年）二三頁以下も参照。
- (14) 大判大正九年二月二日民録二六輯二〇六二頁。
- (15) 「2」判決の解説ないし評釈として、大場茂行『最高



裁判例解説民事篇(昭和二十九年度)』(法曹会、一九六六年)六一頁、谷口知平・民商法雜誌三二卷三号(一九五五年)三〇〇頁、甲斐道太郎・家族法判例百選(新版)(一九七三年)二二三頁、椿寿夫・家族法判例百選(第三版)(一九八〇年)一九〇頁、山田誠一・法学協會雜誌一〇四卷六号(一九八七年)九六六頁などがある。

(16) 「3」判決の解説ないし評釈として、三淵乾太郎『最高裁判例解説民事篇(昭和三〇年度)』(法曹会、一九六六年)六六頁、福島四郎・民商法雜誌三三卷四号(一九五六年)五八三頁、内山尚三・家族法判例百選(新版)(一九七三年)二二三頁、中尾英俊・家族法判例百選(第三版)(一九八〇年)二〇六頁などがある。

(17) 「4」判決の解説ないし評釈として、伊藤昌司・判例時報一八八五号(二〇〇五年)一九六頁(判例評論五五五号二六頁)、松尾和子・民商法雜誌一三三卷一号(二〇〇五年)六〇頁、平野裕之・私法判例リマックス三二二号(二〇〇五年)七〇頁、山田誠一・平成一六年度重要判例解説(ジュリスト一二九一号)(二〇〇五年)八六頁、景浦直人・判例タイムズ一一八四号(二〇〇五年)一一八頁などがある。

(18) このことにつき、田代有嗣「相続預金の払戻し」藤林益三・石井眞司編『判例・先例金融取引法(改訂版)』(金融財政事情研究会、一九八八年)八一頁、吉岡伸一「預貯

金・貸金庫の管理をめぐる諸問題」野田愛子・梶村太市総編集『新家族法実務大系③』(新日本法規、二〇〇八年)一六一頁など参照。

(19) 榮・前掲注(11)一三一頁参照。

(20) 大阪高決昭和三二年一〇月九日家裁月報八卷一〇号四三頁、福岡高決昭和三三年二月一〇日家裁月報一〇卷二号六三頁など。

(21) 詳細については、榮・前掲注(11)一三二頁参照。

(22) 中川善之助編・前掲注(11)一四八頁「山中」、加藤令造編・前掲注(11)八五頁「岡垣」、柚木・前掲注(6)一六九頁、甲斐・前掲注(11)一七二頁ほか。

(23) 高知家須崎支審昭和四〇年三月三一日家裁月報一七卷九号七八頁、神戸家尼崎支審昭和四七年一二月二八日家裁月報二五卷八号六五頁、副田隆重「判例評釈」判例時報一六一五号(一九九七年)二〇八頁(判例評論四六六号四六頁)。

(24) 東京家審昭和四七年一月一五日家裁月報二五卷九号一〇七頁、東京家審昭和五二年九月八日家裁月報三〇卷三号八八頁、福岡高決平成八年八月二〇日判時一五九六号八九頁、東京高決平成一四年二月一五日家裁月報五四卷八号三六頁、清水節「遺産分割の対象財産性」岡垣学・野田愛子編『講座実務家事審判法③』(日本評論社、一九八九年)一一九頁、松原・前掲注(11)二四九頁など。

- (25) 榮・前掲注(11)一三一頁、兩宮則夫「判例解説」判例タイムズ九七八号(一九九八年)一三九頁など参照。
- (26) このことにつき、金・前掲注(4)九九頁参照。
- (27) ちなみに、郵便貯金法は、「郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成一七年法律第一〇二号)二条一号等により廃止されたが、同法附則により、同法施行の際(平成一九年一〇月一日)、現に存する定額郵便貯金については、なおその効力を有するとされている(同法附則五条一項柱書一文および同項三号)。同法施行後、定額郵便貯金に係る契約は、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に承継され、新たな定額郵便貯金の預入れはされないが、据置期間を定め、分割払戻しをしないという条件が法律上付された本件のような定額郵便貯金は、少なくとも平成二九年九月末までは存続することになっっている。このことにつき、高部・前掲注(4)一二頁参照。
- (28) 「5」判決の解説として、西尾信一・銀行法務二二第五四三号(一九九八年)五六頁がある。
- (29) 「6」判決の評釈として、吉田光碩・私法判例リマーカー一九号(一九九九年)七二頁がある。
- (30) 後掲「7」判決以外のものとしては、東京地判平成一〇年八月三一日訟月四五卷一〇号一八三五頁、東京地判平成一五年一月二〇日金判一一七〇号四五頁、東京地判平成二二年六月一日金判一三四一四四頁がある。
- (31) 最(二小) 決平成一三年三月二三日訟月四八卷六号一四六一頁。
- (32) 河田貢「判例解説」判例タイムズ一一五四号(二〇〇四年)一一八頁、松原・前掲注(11)二三四頁。
- (33) 「8」決定の解説ないし評釈として、榮・前掲注(11)一三〇頁、松嶋道夫・民商法雑誌一三九卷一号(二〇〇八年)九八頁がある。
- (34) 川嶋・前掲注(4)一二八頁参照。
- (35) 中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義(第二版補訂二版)』(有斐閣、二〇〇九年)一三九頁以下「福永有利」、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(第二版)』(有斐閣、二〇一一年)三五八頁ほか。もともと、新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂、二〇一一年)二七〇頁は、さらに④被告選択の適否も確認の利益の判断の基準に加えている。
- (36) 最(大)判昭和四五年七月一五日民集二四卷七号八六一頁、山木戸克己「法律行為の効力確認訴訟の適法性」同『民事訴訟法論集』(有斐閣、一九九〇年〔初出、一九七二年〕一〇七頁以下、井上治典「判例評釈」判例タイムズ二九二号(一九七三年)八八頁以下、同「判例解説」民事訴訟法判例百選(第二版)(一九八二年)一一二頁、林屋礼二「遺産確認の訴えの適法性」家裁月報三九卷八号(一

九八七年)二五頁以下、山本克己「遺産確認の訴えに関する若干の問題」判例タイムズ六五二号(一九八八年)二三頁、上野泰男「遺産確認の訴について」関西大学法学論集三九卷六号(一九九〇年)九七頁、林屋礼二『民事訴訟法概要(第二版)』(有斐閣、二〇〇四年)一七四頁、中野ほか編・前掲注(35)一四〇頁「福水」、高橋・前掲注(35)三六八頁、梅本吉彦『民事訴訟法(第四版)』(信山社、二〇〇九年)三六〇頁、河野正憲『民事訴訟法』(有斐閣、二〇〇九年)一七四頁、伊藤眞『民事訴訟法(第四版)』(有斐閣、二〇一一年)一七六頁、上田徹一郎『民事訴訟法(第七版)』(法学書院、二〇一一年)二二〇頁、兼子一ほか『条解民事訴訟法(第二版)』(弘文堂、二〇一一年)七七一頁以下「竹下守夫」、松本博之Ⅱ上野泰男『民事訴訟法(第七版)』(弘文堂、二〇一二年)一五三頁「松本」、小島武司『民事訴訟法』(有斐閣、二〇一三年)一三三頁、三木浩一ほか『民事訴訟法』(有斐閣、二〇一三年)三五九頁以下「垣内秀介」など。

(37) 「9」判決の解説ないし評釈として、柴田保幸「最高裁判例解説民事篇(昭和四七年度)」(法曹会、一九七四年)三〇〇頁、伊東乾・民商法雑誌六七卷二号(一九七三年)三二九頁、栗田睦雄・法学研究四五卷一二号(一九七三年)一一五頁、中村英郎・昭和四七年度重要判例解説(ジュリスト五三三五号)(一九七三年)八八頁、裾分一立・

家族法判例百選(新版)(一九七三年)二七四頁、上田徹一郎・家族法判例百選(第三版)(一九八〇年)二四八頁、紺谷浩司・民事訴訟法判例百選Ⅰ「新法対応補正版」(一九九八年)一二四頁、松村和徳・民事訴訟法判例百選(第三版)(二〇〇三年)六二頁、坂原正夫・民事訴訟法判例百選(第四版)(二〇一〇年)五二頁などがある。

(38) 中野貞一郎「確認訴訟の対象」同『民事訴訟法の論点Ⅱ』(判例タイムズ社、二〇〇一年)四七頁参照。

(39) 「10」判決の解説ないし評釈として、青木哲・民商法雑誌一三三卷一号(二〇〇五年)一八三頁、下村眞美・判例時報一九三二号(二〇〇六年)一九四頁(判例評論五七〇号二四頁)、櫻本正樹・法学研究七九卷四号(二〇〇六年)七三頁、三角比呂・判例タイムズ二二一五号(二〇〇六年)二二〇頁、原強・私法判例リマックス三二号(二〇〇六年)一〇八頁などがある。

(40) 堀・前掲注(4)二二頁。おそらく同旨、杉山悦子「民事訴訟法の問題解決6 確認の利益」法学セミナー六八六号(二〇一二年)一〇六頁、松川・前掲注(4)一六四頁。

(41) 高部・前掲注(4)一三頁参照。

(42) 青竹・前掲注(4)四六頁参照。本判決の射程について詳しくは、森永・前掲注(4)二三三頁以下参照。